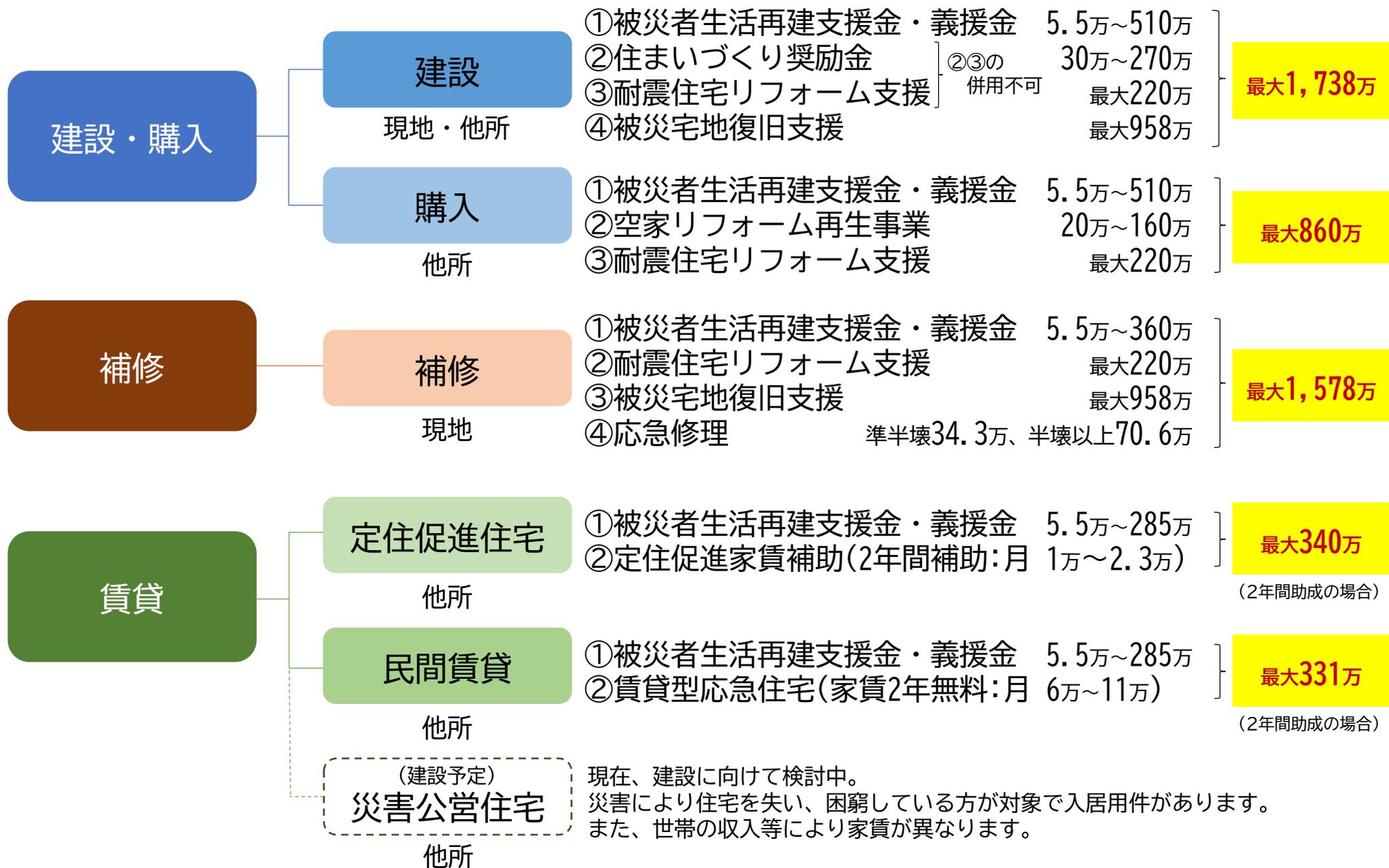


# 被災者支援について

(参考)	住宅の再建方法ごとの補助について	P1
1	被災者生活再建支援金及び義援金	P2
2	被災宅地復旧支援事業	P3
3	耐震住宅リフォーム支援事業	P4
4	未来につなげる羽咋市なりわい再建支援事業	P5
5	農業機械再取得等支援事業	P6
6	被災及び物価高騰に関する経済支援	P7
7	応急修理・ブロック塀撤去・公費解体	P8
8	賃貸型・建設型応急仮設住宅	P9
9	住宅再建資金の融資制度	P10
10	住まいの支援窓口	P11

# (参考) 住宅の再建方法ごとの補助について



※各制度等の詳細は次ページ以降又は市役所2階『住まいの支援窓口』(P.11)までお問い合わせください。

# 1 被災者生活再建支援金及び義援金

(担当：住まいの支援窓口 ☎0767-22-7196)

(表) 区分ごとの生活再建支援金＋義援金の一覧

## 被災者生活再建支援金とは

令和6年能登半島地震により、お住いの住宅に被害のあった方に対し、住宅の被災の程度に応じた基礎支援金と再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

※ 被災者生活再建支援金は、単身世帯の場合は3/4の額

- 県単制度 (市負担1/2)
- 市独自制度 (市単独) 及び市分

### 6月補正で追加分

判定区分が「全壊・半壊解体」、「大規模半壊」、「中規模半壊」の被災者に対して、**国の加算支援金の1/2を市独自加算**

### 第2次義援金(4/30決定)

支給内容 ①準半壊 1万円  
一部損壊 5千円  
②重傷者 5万円※  
(※今回の震災で1か月以上の治療を要する負傷をした方)  
支給時期 6/7以降順次

区分	被災者生活再建支援金 ※				義援金		総計 (④+⑤+⑥)	
	①基礎支援金	②加算支援金		③市独自加算支援金	④合計 (①+②+③)	⑤県分		⑥市分
全壊 <small>(損害割合50%以上)</small>	100万円	建設・購入	200万円	100万円	400万円	100万円	10万円	510万円
		補修	100万円	50万円	250万円			360万円
		賃貸	50万円	25万円	175万円			285万円
半壊解体 <small>(半壊し、やむを得ず解体)</small>						<small>〔1次 20万円 2次 80万円〕</small>		
大規模半壊 <small>(損害割合40%台)</small>	50万円	建設・購入	200万円	100万円	350万円	75万円	7万円	432万円
		補修	100万円	50万円	200万円			282万円
		賃貸	50万円	25万円	125万円			207万円
中規模半壊 <small>(損害割合30%台)</small>	20万円	建設・購入	100万円	50万円	170万円	50万円	4万円	224万円
補修	50万円	25万円	95万円	149万円				
賃貸	25万円	12.5万円	57.5万円	111.5万円				
半壊 <small>(損害割合20%台)</small>	20万円	建設・購入	100万円	—	120万円	25万円	2万円	147万円
		補修	50万円	—	70万円			97万円
		賃貸	25万円	—	45万円			72万円
準半壊 <small>(損害割合10%台)</small>	10万円	建設・購入	—	—	10万円	10万円	1万円	21万円
		補修	—	—				
		賃貸	—	—				
一部損壊 <small>(損害割合10%未満)</small>	2万円	建設・購入	—	—	2万円	3万円	0.5万円	5.5万円
		補修	—	—				
		賃貸	—	—				

## 2 被災宅地復旧支援事業

(担当：災害復興推進室 ☎0767-22-7156)

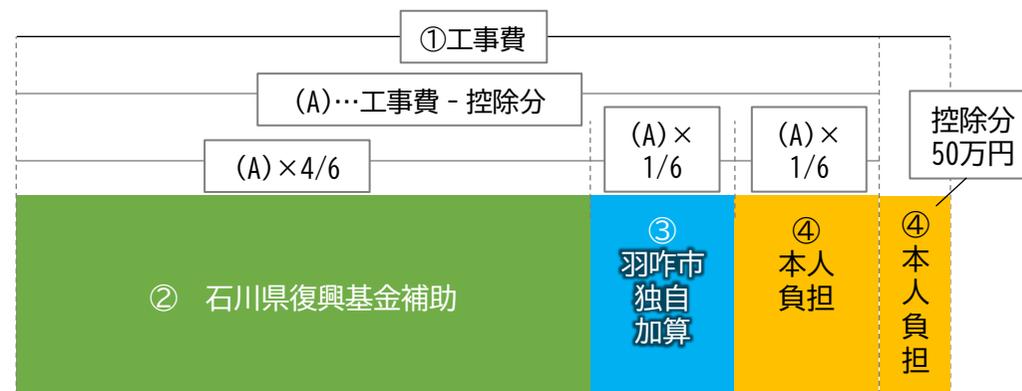
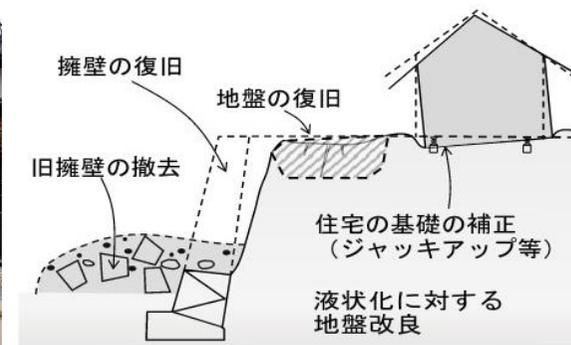
地震で被災した、原則として宅地耐震化推進事業などの公共事業の対象にならない宅地について、被災者等の負担軽減を図り生活再建を支援するために、被災者等が行う宅地の復旧工事等に要する経費の一部を支援します。

対 象：地震発生時に住宅（民間企業や団体等の社宅や寮は含まない。）の用に供されていた宅地

対象事業：①のり面・擁壁・地盤の復旧工事  
②液状化再度災害防止のための住宅建屋下の地盤改良工事（液状化発生区域）  
③住宅基礎の傾斜修復工事

補助率：50万円を超える額の5/6※  
（※うち、基金分4/6、市独自加算分1/6）  
千円未満切り捨て

補助上限：958.3万円（対象工事費 1,200万円）



(単位：円)

①工事費	500,000	1,000,000	3,000,000	5,000,000	8,000,000	10,000,000	12,000,000
②基金(県)補助 (千円未満切捨)	0	333,000	1,666,000	3,000,000	5,000,000	6,333,000	7,666,000
③市独自加算分 (千円未満切捨)	0	83,000	417,000	750,000	1,250,000	1,583,000	1,917,000
④本人負担	500,000	584,000	917,000	1,250,000	1,750,000	2,084,000	2,417,000

# 3 耐震住宅リフォーム支援事業

(担当：地域整備課 ☎0767-22-9645)

これまで、S56年5月以前の木造住宅が補助対象でしたが、今回の地震で被災し耐震性が低下した木造住宅も補助対象とします。

耐震診断15万円、耐震改修又は建替え費用について最大220万円を補助します。

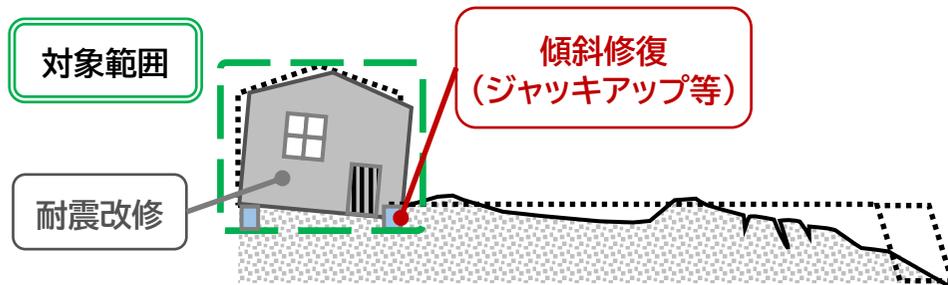
対 象：S56年5月以前に建設された木造住宅  
または、り災証明（一部損壊以上）が発行された木造住宅（S56年6月以降も可能）

対象事業：①住宅の耐震診断  
②住宅の「耐震改修、傾斜修復」又は「建替え」※  
（※①の結果、評点1.0未満の場合）

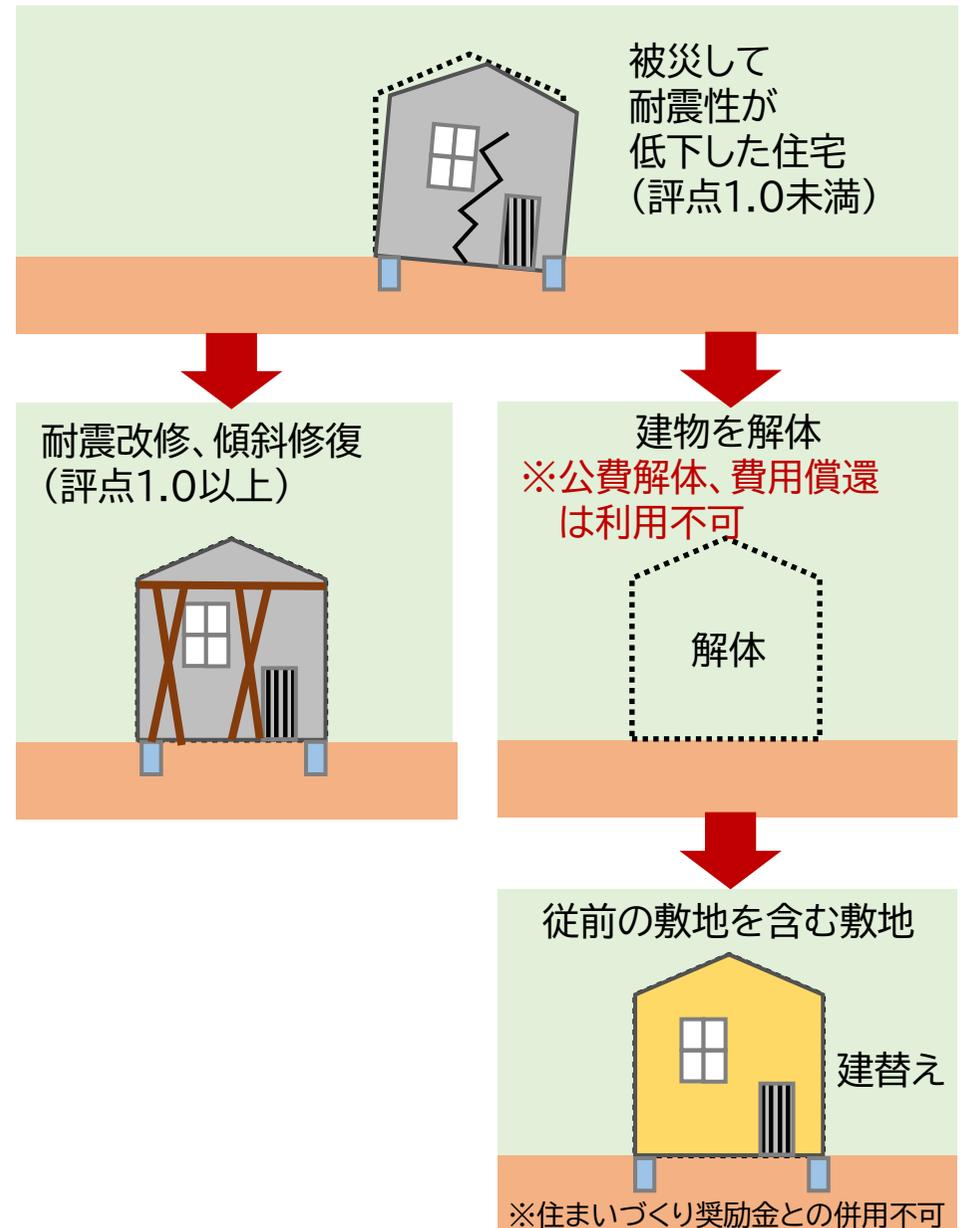
補 助 率：10/10

補助上限：①耐震診断 15万円  
②耐震改修、傾斜修復又は建替え 200万円  
（市内業者の場合 +20万円）

〔注〕 傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「耐震住宅リフォーム支援事業」の対象となっているが、いずれかの制度を選択（両方の併用不可）



## 耐震改修と建替えのイメージ図



# 4 未来につなげる羽咋市なりわい再建支援事業 (担当：商工観光課 ☎0767-22-1118)

## (1) 国・県補助金に対する上乗せ支援補助金

事業名	対象者	補助対象	補助率			備考
			国 / 県	市独自加算	自己負担	
①石川県なりわい再建支援補助金	・中小企業 ・小規模事業者 ・個人事業主	工場・店舗などの施設、生産機械など設備の現状復旧に関する修繕費用	3 / 4 (上限15億円)	1 / 8 (上限300万円)	1 / 8	②～⑤併用可
②中小企業持続化補助金	中小企業	機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展などに必要な費用や事業再建に繋がる投資的経費	2 / 4 (上限200万円)	1 / 4 (上限100万円)	1 / 4	①・④併用可 間接被害は×
③小規模事業者持続化補助金	小規模事業者		4 / 6 (上限300万円)	1 / 6 (上限75万円)	1 / 6	①・⑤併用可 間接被害は×
④中小企業営業再開支援補助金	中小企業	仮店舗等の施設整備 (コンテナ購入、簡易建物、キッチンカー)の費用	2 / 4 (上限300万円)	1 / 4 (上限150万円)	1 / 4	①・②併用可
⑤小規模事業者営業再開支援補助金	小規模事業者		4 / 6 (上限300万円)	1 / 6 (上限75万円)	1 / 6	①・③併用可

## (2) 店舗移転支援補助金 (市独自加算)

事業名	対象者	補助対象	補助率	備考
移転支援補助金	・中小企業 ・小規模事業者 ・個人事業主  (※ただし、 農林水産業・不動産業・任意団体・ 宗教法人等は除く)	店舗移転や仮店舗に係る経費 ①運搬費 ②改修費 ③広告費 ④仮店舗賃料 ⑤備品購入費	3 / 4 (上限150万円)	・上記(1)の①～⑤と併用可 ・家賃補助は上限120万円

# 5 農業機械再取得等支援事業

(担当：農林水産課 ☎0767-22-1116)

令和6年能登半島地震により被害を受けた、農産物の生産や加工に必要な施設及び機械の再建・修繕等を支援します。

対象：令和6年能登半島地震により、農産物の生産・加工にかかる施設・機械が被災した農業者

- 対象事業：①農業用ハウス等（園芸施設共済の加入対象）の再建・修繕  
②農業用機械・畜舎・施設等（園芸施設共済の加入対象以外）の再取得・再建・修繕  
③複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得  
④被災した農業用ハウス、畜舎等の再建・修繕を契機とする、当該ハウス等の補強

補助率：50～90%  
※要件により、国補助分が10%～50%で推移

補助上限：①～③ … 上限なし  
④ … 上限300万円

現状復旧に係る費用の負担割合



## 6 被災及び物価高騰に関する経済支援(市独自)

① (担当：まちづくり課 ☎0767-22-7192)  
②③ (担当：商工観光課 ☎0767-22-1118)

### ① 被災・物価高騰生活支援商品券給付

- 1 概要 被災支援と市内の消費喚起・生活支援を図る緊急地域経済支援対策として、**市民全員に一人あたり10,000円分**の地域商品券(UFO商品券)を給付します。
- 2 対象者 ① R6.6.1現在(R6.6.20異動処理後)の住民基本台帳登録者  
② 6月中に生まれた新生児
- 3 使用期限 令和6年11月30日(商品券に印刷)
- 4 配布方法 ゆうパックで世帯主宛に商品券を郵送  
7月18日(木)～7月31日(水)※発送予定



### ② プレミアム付き地域商品券

- 1 概要 地域経済の活性化と市内事業者への間接的支援のため、**20%のプレミアム付**地域商品券(UFO商品券)を販売し、市内の消費喚起を図ります。
- 2 購入上限 1冊1万円で1人あたり4冊まで  
(例：4冊購入(4万円支払い)の場合、使用できるのは、48,000円となり、8,000円お得！)
- 3 販売時期 7月11日(木)より事前申し込み開始 (8月26日より商工会にて販売開始)
- 4 使用期限 令和7年1月31日(商品券に印刷)

### ③ 地域経済復興支援ポイント付加

- 1 概要 地域経済の活性化と市内事業者への間接的支援のため、UFOカードを利用したお買い物に対して、**期間限定で10%のポイント還元**を行います。
- 2 対象店舗 UFOカード加盟店
- 3 対象期間 7月10日(水)～8月16日(金)

## 応急修理制度

屋根・床・壁・窓・台所・トイレなどの応急的な修理に係る費用を補助します。(※上下水道などの配管含む)

補助金額：半壊以上 706,000円 (全壊の場合、修理後に居住可能な場合のみ)  
準半壊 343,000円

完了期限：令和6年12月31日まで(予定)

## 危険ブロック塀撤去

安全確保を図るため、倒壊の危険性があるブロック塀の撤去に係る経費について支援します。(※道路に面したブロック塀が対象)

補助金額：4,000円/㎡以内(面積の上限なし)

完了期限：令和7年3月31日まで

## 公費解体

所有者の申請に基づき、市が解体・撤去を行ないます。

対象：半壊以上の住家、空き家、納屋、倉庫、事業所等

※同様の制度で費用償還制度があります。

所有者が自費で解体・撤去を行い、その費用の一部の償還を受けることができます。



## 建設型応急住宅

令和6年能登半島地震により、ご自宅での居住ができなくなった人への一時的な住まいとして、**建設型応急住宅**を利用することができます。

対象者：次のいずれかに該当する方

- ①全壊、又は半壊以上で公費解体を利用される方
- ②半壊以上で修理に1か月以上かかるため自宅に居住できない方

入居場所：眉丈団地（柳田町）全54戸・プレハブ型  
石野団地（石野町）全13戸・プレハブ型

入居期間：眉丈団地 令和8年4月20日まで（予定）  
石野団地 令和8年4月25日まで（予定）

支援内容：**家賃・駐車場が無料**  
※光熱水費等は自己負担

※各団地の空き状況を確認したい方や、現地の見学希望の方は、災害復興推進室までお問い合わせください。

## 賃貸型応急住宅(みなし仮設)

令和6年能登半島地震により、ご自宅での居住ができなくなった人への一時的な住まいとして、**民間のアパートなどを賃貸型応急住宅として利用**することができます。

対象者：次のいずれかに該当する方

- ①全壊、又は半壊以上で公費解体を利用される方
- ②半壊以上で修理に1か月以上かかるため自宅に居住できない方

対象物件：不動産業者の斡旋により賃貸された物件

入居期間：入居日から2年間以内  
※災害時に賃貸住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内

支援内容：**家賃・共益費が無料（上限あり）**  
※駐車場や光熱水費等は自己負担

眉丈団地



石野団地



イメージ

## 自宅再建利子助成事業給付金

住宅が半壊以上等の被害にあった世帯で、住宅を建設・購入するために金融機関等から融資を受けた方に対して、**借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成**します。

給付金額 最大300万円  
※条件等、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 (石川県庁内)  
自宅再建利子助成事業給付金  
お客様コールセンター  
☎ 076 (225) 1968

申請期限  
\* 令和6年3月28日までに住宅を再建し入居した場合  
→令和6年9月30日  
\* 令和6年3月29日以降に住宅を再建し入居した場合  
→再建・入居した日から6か月経過した日  
又は、令和9年1月31日のいずれか早い日



## 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例） リバースモーゲージ型融資

災害で被災された**満60歳以上の方**が利用できる被災住宅を復旧するための住宅ローンです。

**月々の返済は利息のみ**で、通常の災害復興住宅融資と比べて、月々の負担を低く抑えられます。

借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになったときに、**融資旧宅及び土地の売却等により、一括してご返済**いただきます。

融資条件 **住宅金融支援機構**へお問い合わせください。

問合せ先 住宅金融支援機構お客様コールセンター  
(災害専用ダイヤル：通話無料)  
☎0120-086-353  
※毎日（祝日・年末年始除く）9～17時

申請期限 令和9年1月31日まで  
※詳しくはお問い合わせください。

電話以外にも、下記日程で市役所2階『住まいの支援窓口』内にて、**住宅金融支援機構職員による直接相談**を受け付けしています。

(7月は、3日・17日・31日の10時～16時まで)

※8月以降の日程は、住まいの支援窓口までお問い合わせください。



支援窓口の様子



個別のケースに応じて相談に応じます。



## 住まいの支援窓口

能登半島地震で被害を受けた住宅に対する各種補助制度や、建設型応急住宅、公費解体などについての申請を受付する「住まいの支援窓口」を設置し、相談を受け付けています。

- ・ 受付時間 平日 午前9時～午後4時
- ・ 受付場所 羽咋市役所2階まちづくり課内